

令和7年度

下呂市放課後児童クラブ利用のしおり

目 次

1、 下呂市放課後児童クラブの運営内容

(1) 目的	1
(2) 対象児童	1
(3) 実施期間	1
(4) 開設時間	1
(5) 利用料	2
(6) 開設場所・利用定員	3
(7) 主な活動内容	4
(8) 注意事項	5
(9) 気象警報発令時の開設について	5
(10) その他	5

2、 放課後児童クラブの利用の仕方

(1) 年間利用・長期休暇利用で申請の方	6
(2) 一時利用で申請の方	6
(3) 利用申請の内容に変更、利用中止がある場合	6
(4) 利用許可を取消しする場合	6

下呂市役所 福祉部 こども家庭課

〒509-2517 下呂市萩原町萩原 1166 番地 8
星雲会館内

☎ 0576-52-2882 (直通)

1、下呂市放課後児童クラブの運営内容

(1) 目的

下呂市放課後児童クラブ（以下「放課後児童クラブ」という。）は、放課後や学校の長期休暇中に、就労などにより保護者が家庭にいない小学生に対し、遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図ることを目的として実施しています。

(2) 対象児童

放課後児童クラブを利用できる児童は、下呂市内に住所を有し、小学校に在学する者で、次のとおりです。

- ① 年間利用者 年間継続して利用する児童（保護者の保護が1か月につきおおむね15日以上欠け、かつ、その状態が2か月以上継続する場合）
- ② 長期休暇利用者 学校の長期休暇（夏休み・冬休み・春休み）に保護者の保護を受けることができない児童
- ③ 一時利用者 一時的に保護者の保護を受けることができない児童
（※一時利用は利用定員に余裕がある場合に利用することができます。）

保護者の保護を受けることができない場合とは以下のとおりです。

- ・保護者が、就労等のため昼間家庭にいないこと。
- ・保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害があること。
- ・保護者が、疾病又は負傷の状態にあるか障害がある親族等を常時介護していること。
- ・保護者が、大学・専門学校等へ通学中であること。
- ・その他児童を保護できない特別の事由があること。

(3) 実施期間

4月1日から翌年3月31日まで

【休業日】

- ・日曜日、土曜日（※第一土曜日は除く）
- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・8月14日から8月16日、12月29日から翌年の1月3日

(4) 開設時間

- | | | | |
|-------------|------|---|------|
| ・月曜日から金曜日まで | 下校時 | ～ | 午後6時 |
| ・長期休暇中 | 午前8時 | ～ | 午後6時 |
| ・学校振替休業日 | 午前8時 | ～ | 午後6時 |

(5) 使用料

① 使用料は申し込みの区分によって以下の料金となります。

- ・年間利用者 月額 4,000 円
- ・長期休暇利用者 夏休み 6,400 円
 冬休み 1,600 円
 春休み(4月) 1,600 円
 春休み(3月) 1,600 円
- ・一時利用者 授業のある日 日額 500 円
 授業のない日 日額 700 円



※ひとり親世帯は減免があります。減免申請書を提出してください。

② 使用料の納付方法

お支払いが原則、口座振替となります。

③ 振替日について

毎月、月末が振替日となります。

振替不能となった場合はその旨お知らせしますので、早急に振り込みをお願いします。

※再度の振替はできません。残高不足とならないように、毎月振替日前には口座の残高確認をお願いします。

④ 口座の登録について

- ・口座の登録については、下呂市指定の金融機関の窓口にある「口座振替依頼書兼変更届書」をご記入し金融機関にご提出ください。
- ・指定口座を解約・変更等により振替できない場合は「納付書」を送付します。
- ・指定口座の解約・変更等は、金融機関の窓口にあります「口座振替依頼書兼変更届書」を、金融機関にご提出ください。

(6) 開設場所、利用定員

下呂市内で開設している放課後児童クラブは次のとおりです。

名 称	所 在 地	利用定員	電話番号
小坂ほのぼのクラブ	小坂町小坂町 1021 番地 小坂小学校	15 人	090-7957-0695
萩原ふるさとクラブ	萩原町萩原 1101 番地 萩原小学校	30 人	090-7687-1654
下呂めだかクラブ	森 285 番地 下呂小学校	30 人	090-5038-8380
竹原めだかクラブ	宮地 288 番地 1 竹原小学校	25 人	090-5033-7345
金山児童クラブ	金山町金山 2151 番地 金山小学校	25 人	090-8731-7107
萩原北ふるさとクラブ	萩原町尾崎 973 番地 尾崎小学校	10 人	080-1624-0015
上原めだかクラブ	下呂市夏焼 3055 番地 上原小学校	20 人	長期休暇のみ開設 こども家庭課 52-2882
馬瀬わかあゆクラブ	下呂市中切 976 番地 馬瀬小学校	10 人	夏休みのみ開設 こども家庭課 52-2882

(7) 主な活動内容

年間を通じて次の活動を行います。

- ① 生活の支援
基本的生活習慣についての援助を行うとともに、その力を身につけさせるよう手助けをします。
- ② 遊びの支援
遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培います。
- ③ 安全確保
出欠確認をはじめとした安全の確保を図ります。
- ④ 家庭との連絡
家庭との日常的な連絡や情報交換を行います。

◆放課後児童クラブの1日（平日の場合）

15：30 ～	下校	「ただいま！」 教室にはいります。
下校後 ～ 16:00	自主学習	
16:00 ～ 16:30	おやつ	
16:30 ～ 17:30	集団遊び、自由時間	
17:30 ～ 18:00	帰りの準備と後片付け	教室までお迎えをお願いします。

◆放課後児童クラブの1日（夏期休暇の場合）

8:00 ～ 9:00	自由時間	教室までお送りをお願いします。
9:00 ～ 9:30	朝の会、学習準備	
9:30 ～ 11:00	学習	計画を立て準備してきてください。
11:00 ～ 11:50	集団遊び、自由時間	
11:50 ～ 12:45	昼食と休憩	お弁当、お茶（食中毒にご注意を。）
12:45 ～ 13:00	プール準備（夏休みの場合）	
13:00 ～ 15:00	プール、集団遊び等	
15:00 ～ 15:15	おやつ	
15:15 ～ 15:30	掃除	
15:30 ～ 17:30	自由時間	
17:30 ～ 18:00	帰りの準備と後片付け	教室までお迎えをお願いします

※各児童クラブによって一日の過ごし方が変わる場合があります。

（８）注意事項

① 帰宅と来所について

- ・ 必ず午後６時までに保護者の方のお迎えをお願いします。
- ・ 夏休みなどの長期休業中や土曜日の開所時刻は午前８時です。
安全確保のため、必ず保護者の方で送迎をお願いします。

② 宿題について

- ・ 宿題は児童の自主的な取り組みとしています。学習指導は行いませんので、ご家庭で確認をお願いします。

③ お弁当・おやつについて

- ・ 長期休暇中や土曜日など、給食のない日にはお弁当と水筒を持たせてください。
現金は持たせないようにお願いします。
- ・ おやつは、市販のもので夕食に影響しない程度のものを提供しています。
お菓子等は持たせないようにしてください。
また、アレルギー等がある場合は事前にご相談ください。

④ 傷害保険について

- ・ 放課後児童クラブでの活動中の事故に備えて、スポーツ安全保険の加入を義務付けています。

⑤ 服薬について

- ・ 投薬は医療行為にあたるため、指導員は投薬を行うことができません。
- ・ 服薬する場合には、お子さまが自分ですることになります。服薬する場合には、安全管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要です。

⑥ 学級閉鎖等の場合について

- ・ 学級閉鎖（学校閉鎖も含む）となったクラスのお子さまは、感染の有無に関かわらず放課後児童クラブを利用できません。学級閉鎖は疾病の感染拡大を防止するための措置ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。

（９）気象警報発令時の開設について

- ・ 警報発令時の開設等については、別表をご確認ください。

（１０）その他

以下の場合には、お子さまの安全確保のため、保護者の方に直接連絡することがあります。

- ・ 気象警報が発令された場合や、不審者の出没、事件、事故など児童の安全管理上、保護者の保護・管理下におくほうが適切であると判断した場合
- ・ お子さまがケガをしたり、体調が悪くなったりした場合
- ・ その他、お子さまの安全確保のため、至急連絡が必要となった場合

2、放課後児童クラブの利用の仕方

（１）年間利用・長期休暇利用で申請の方

放課後児童クラブの利用予定表を、利用する月の前月 20 日までに児童クラブへ提出してください。利用予定表は各児童クラブで受け取ってください。

欠席することが事前に分かっている場合は、前日までに放課後児童クラブへ直接ご連絡ください。

学校を欠席又は早退した場合には、必ず放課後児童クラブにもご連絡ください。

（２）一時利用で申請の方

利用定員に余裕がある場合に児童クラブを利用することができます。

利用する日の前日までに児童クラブへ連絡を入れ、利用が可能かどうか確認のうえ児童クラブを利用してください。

利用者が多い場合は、希望の日に利用できないことがありますのでご了承下さい。

※当日の受付はできませんので、必ず前日までに連絡を入れて下さい。

（３）利用申請の内容に変更、利用中止する場合

次の場合は「放課後児童クラブ利用申請事項変更・中止届」等を提出してください。

- ・ 勤務先を変更した場合
- ・ 住所、氏名等に変更があった場合
- ・ 利用を止めたい場合

（長期休暇すべて利用する予定だったが、冬休みの利用だけを止めたい場合など）

※ 利用を止める場合は、事前に書類を提出してください。

書類が提出されない場合は、利用していなくても料金がかかりますのでご注意ください。

※様式については、下呂市ホームページよりダウンロードできます。

（４）利用許可の取消について

次の場合は利用許可を取消す場合があります。

- ・ 感染症疾患を有する者
- ・ 身体虚弱等のため児童クラブの活動に堪えられないと認められる場合
- ・ その他児童クラブの運営上支障があると認められる場合